

(仮称)目黒区景観計画(素案)についての区民意見等に対する区の方針について

1 経緯

「景観法」を活用し、区の地域特性に応じた良好な景観を形成していくため、(仮称)目黒区景観計画を策定することとし、素案を作成して、公表(2月26日付け区報臨時号など)及び説明会を実施した。
この説明会等により、寄せられた意見などの概要と区の方針について報告する。

2 意見・要望の状況

(1) 説明会

日時：3月10日(火)～3月18日(水) 5地区及び全区を対象とし、計6回開催
参加者：45名 意見・要望60件

(2) 文書・メール・電話

文書・メール・電話の件数 63件

3 意見・要望の内容による区分(123件)

| | |
|-----------------------|-----|
| A：法律の体系などについて | 2件 |
| B：景観計画全般について | 17件 |
| C：良好な景観形成に関する方針について | 5件 |
| D：景観形成基準を活用した景観誘導について | 21件 |
| E：色彩に関する景観基準について | 9件 |
| F：屋外広告物に対する景観誘導について | 4件 |
| G：電線類の地中化等について | 12件 |
| H：景観重要公共施設について | 2件 |
| I：景観計画の推進について | 16件 |
| J：街づくり一般、その他について | 35件 |

4 意見等の概要と区への対応

| 対応の区分 | 件数 | 主な意見等、区への対応 | 備考 |
|--------------------|----|---|----|
| 案に反映させるものとして検討中のもの | 9 | 1. 住工混在地の届出対象規模との整合性を図るため、住宅地の届出対象規模を広げる。 2. 景観形成基準に、具体的な配慮内容を明記する。 3. 電気事業施設などに対する届出対象について、東京都景観計画と整合を図る。 4. 景観重要公共施設(区道)とみどりの散歩道の整合を図る。 5. 方策3(景観に配慮した公共施設等の整備)に新たに整備される都市計画道路の景観形成について追加する。 など | |
| 今後の検討課題としたもの | 17 | 1. 目黒通り沿道景観軸特定区域については、沿道関係住民などと連携しながら、方針や基準づくりを進める。 2. 山手通りや目黒川などについては、隣接区と情報提供や連携した取り組みなどを進めていく。 3. 自由が丘や大橋一丁目地区は、住民主体により作成した街並み形成指針や景観ガイドラインについて、景観法などの活用について引き続き検討、支援する。 | |

| | | | |
|-----|----|--|--|
| | | <p>4. 住民主体の景観街づくりについては、地域街づくり条例の活用等により、景観法などの活用も視野に入れながら引き続き支援する。</p> <p>5. 屋外広告物に対しては、東京都屋外広告物条例に基づき誘導を行うため、地域住民や東京都と連携し、ルールづくりなどを検討する。</p> <p>6. 景観アドバイザーや景観審議会の構成や運用については、引き続き検討する。</p> <p>7. 景観地区の指定については、地域住民と連携しながら検討を進める。</p> <p>8. 景観計画の運用について、引き続き検討する。</p> <p>9. 景観計画や景観に関する区民の意識啓発を行っていく。 など</p> | |
| その他 | 97 | <p>1. 景観行政団体とはどんな団体か。</p> <p>2. 日程的に急ぎすぎである。</p> <p>3. ミニ開発に対する景観誘導を行うべきである。</p> <p>4. 自由が丘地区で作成した街並み形成指針も参考にしてほしい。</p> <p>5. 一戸建ての住宅も届出対象とするなど、届出対象を広げるべき。</p> <p>6. 庚申塔やお地蔵様なども景観資源として位置づけるべきである。</p> <p>7. マンセル表色系はわかりづらい。</p> <p>8. 色彩基準の色が全体的に暗い。</p> <p>9. 電線類の地中化を進めるべきである。</p> <p>10. 目黒川は親水護岸等の工夫をする必要がある。</p> <p>11. 建築基準法と景観計画の関係はどうなっているのか。</p> <p>12. みどりを守ることが重要である。</p> <p>13. 放置自転車や路上喫煙も景観上問題である。</p> <p>14. 行政こそ景観に配慮した整備を行うべきである。</p> <p>15. 区の施策は後手後手である。</p> <p>16. 地区計画を定めるときは、景観計画の内容を遵守させること。 など</p> | |

5 意見・要望と区の考え

別紙：「(仮称)目黒区景観計画(素案)への区民意見等に対する区の考えについて」参照

別 紙

(仮称)目黒区景観計画(素案)への区民意見等に対する区の考えについて

《凡例》

対応の区分

○:案に反映させるもの □:今後の検討課題 ◇:その他

意見の分類

〔説〕:説明会 【文】:文書・メール 〈電〉:電話・来庁

| No. | 意見要望 | 意見 分類 | 区 の 考 え | 対 応 区 分 |
|----------------------|--|----------|---|------------------|
| A：法律の体系などについて | | | | |
| A1 | 広域的な視点である都市計画と区の条例の関係がよく分からない。どちらが優先されるのか。 | 〔説〕 | 都市計画は、都市計画法に基づき広域的な視点で定められるものであり、条例は、地方自治体ごとの地域特性に応じて各自自治体の議会が定めるものです。法律と条例は、どちらが優先されるというものではなく、どちらも守らなければならないものです。 | ◇ |
| A2 | 景観行政団体とは、どんな団体か。 | 〔説〕 | 景観法で定められている、景観計画を策定することができる団体です。法では都道府県、政令市、中核市が定められており、目黒区が景観行政団体となるためには、景観行政団体である東京都の同意が必要となります。 | ◇ |
| B：景観計画全般について | | | | |
| B1 | 景観計画が施行される直前で申請される建築物への対応はどうなるのか。 | 〔説〕 | 法律上の規制はかかりませんが、景観計画で届出対象とする規模の計画については、景観形成基準への適合を働きかけていきます。 | ◇ |
| B2 | 近接する他区の住民の意見は聴かなくていいのか。自由が丘では、世田谷区区民にも関係が深いし、いいアイデアがあれば取り入れるべきではないか。 | 〔説〕 | 区内各駅のスタンドでの区報を配布や、ホームページで素案に関するパブリックコメントを募集して、世田谷区民等でも意見を述べる機会を設けました。 | ◇ |
| B3 | 公共施設こそ率先して景観に配慮する必要がある。方針を明確に記述すべき。 | 〔説〕 | 公共施設の整備については、国、都、区それぞれ設計基準等があり、基準に沿って整備を行っています。景観法の制定により、それぞれの基準等に景観に配慮する事項が定められていますので、景観計画では、他の計画等との重複を避けています。 | ◇ |
| B4 | この景観計画では、景観そのものをどういった方向に持っていくのかが触れられていない。例えば、目黒川を軸とするところがあるが、具体的にどういった景観にしたいのか。住宅地の方が圧倒的に広いので、一部のマンションはあまり大したことはなく、住宅地の景観をどうして行くのかのほうが重要である。 | 〔説〕 | 特性と課題を受けて、「良好な景観形成に関する方針」として記載しています。 なお、景観形成基準に基づく景観誘導は、周辺に与える影響なども踏まえて、比較的大規模な建築物を対象としています。 | ◇ |
| B5 | 西郷山からの眺めは、かつては良かったが、だんだん遮られてきた。景観づくりは建物の高さを抑えるなど、効果のあるべき計画である。墨田区は、月見ができるようにという具体的な理由で、向島百花園の周辺の建物高さを押さええている。 | 〔説〕 | 建築物の高さ制限については、昨年11月28日に都市計画として絶対高さ制限高度地区を定めました。景観計画は、この絶対高さ制限を踏まえた上で建物のしつらえなどを誘導していくことを目的としています。 | ◇ |
| B6 | みどり、土地利用、建築の問題をいろいろ駆使することにより景観が保たれるのではないか。そのためには、行政のみが行うのではなく、住民、地域の関係者がかかわれるようなシステムが必要である。 | 〔説〕 | 地域住民の方々がかわれる「景観街づくり特定区域」の仕組みを設けました。 なお、「目黒区地域街づくり条例」(19年)では、区民等の主体による街づくりの仕組みを定めています。 | ◇ |
| B7 | 景観計画は、本来行政と議会に付託されていることであり、「区民の意見を聴きながら」ではなくて良い。中身の無いものについて意見を聴くのではなく、計画案をしっかりとってから区民の意見を聴くべきである。 | 〔説〕 | 素案は、具体的な方策である届出にかかわる景観形成基準もあわせて提示しています。これらの内容なども含めて区民のみならず、ご意見を募集しました。 | ◇ |
| B8 | 日期的に急ぎすぎである。色彩について誰がどうやって決めたのか。現実の間に乖離がある。駒場公園周辺はハナミズキが植えられているが、ハナミズキは背が | 〔説〕 | 色彩については、色彩の専門家の意見を聴きながら、東京都景観計画などを基に定めています。周辺街並み景観から突出する色彩の建築物等を避けてもらうこと | ◇ |

| | | | | |
|-----|--|-----|---|---|
| | 高くなく、宅配便のトラック等により枝が折られ、衰退している。景観の保全には、交通計画が重要な要素であるが、交通とのリンクが見えない。何らかの交通規制が必要である。歩道の舗装も、歩きにくい場所がある。 | | を基本的な考え方としています。 住宅地のうち、届出が対象と思われる約260件の現在の建物について目視にて確認しましたが、約90%以上のものが基本色の範囲に該当することと考えられます。 交通については一方通行の指定やバリアフリーのために歩道を広くとる、ということも必要です。品川区旗の台の周辺は、モデルケースとして交通計画とバリアフリーを総合的に行っています。 また、駒場公園は景観上重要であると認識しています。ご指摘の内容については、全区を対象とした景観計画ではなく、地域を絞った景観地区や地区計画で規制・誘導していくべきであると考えています。 | |
| B9 | 生活者としては、目黒通りや山手通りは区のイメージではなく、広域幹線道路であり、道具のようなものである。そこから一步入った住宅地の質を向上してほしい。 全体的に教科書的でありステレオタイプの計画であるが、区の個性やビジョンを打ち出してほしい。 急がず時間をかけてもっとクリエイティブなものを、またそのために住民参加の場を設けてほしい。 | 〔説〕 | 住宅地においても、景観の向上を誘導する基準を定めています。素案では、区内の景観をより良好なものとするにより、区のイメージ向上を図ることとしています。 | ◇ |
| B10 | 山手通りは、周辺区とつながっている。周辺区と協調して取り組むべきである。 | 〔説〕 | ご指摘のとおり、周辺区との連携は重要だと考えています。相互の情報提供や連携した取り組みなどを進めていきます。 | □ |
| B11 | 文面からはどんな計画なのか何がどうなるのか想像できない。例えば、自由が丘の景観をよくするなら区としてこういう街並みを作りたい、というものを早く作って示すべきである。一般の人が目で見て分かるようにすべきである。 | 〔説〕 | 景観形成基準では、イメージ図を載せていますが、今回の計画では、区全域を対象として作成していますが、地域ごとのルールや将来像は細かい特性に応じて作るべきであると考えています。 例えば、自由が丘では、住民が主体となって、街並み形成指針を作成しています。区ではこれら自主的なルールづくりを支援していきます。 | □ |
| B12 | 低炭素社会への転換が求められてきている。太陽光パネルの反射光や燃料電池の音などの問題も今後出てくるだろう。 | 〔説〕 | ご指摘のとおり、環境問題と景観は密接な関わりがあります。今後とも、環境と景観など、関係する問題については、関係部署の連携、協力のもと、対応や検討を進めていきます。 | ◇ |
| B13 | 景観は、「主体的なもの」「客観的なもの」の規制に比較して格段に難しいことを常に認識しつつ計画を立案してください。具体的な判断は、専門家数名と普通の住民数名が参加して決める必要があるように感じます。 | 〔文〕 | ご指摘のとおり、景観に関する規制は非常に難しいことと認識し計画を策定してまいります。 判断については、最終的に区が行いますが、大規模なものについては、景観アドバイザーや景観審議会の関与についても定めることを考えています。なお、アドバイザーや審議会の構成員については、ご意見等を踏まえ、検討を進めます。 | □ |
| B14 | 全体的に綺麗ごとに過ぎるように感じます。「性善説」に基づかず「性悪説」に基づいて強烈的な規制を伴う景観計画にすべきです。 | 〔文〕 | 地域特性に応じた強い規制については、地域にお住まいのみなさまの合意形成が前提であると考えています。 より強制力のある規制などについては、都市計画による「地区計画」や「景観地区」の指定やルールに基づき行うべきであると考えています。 なお、「地区計画」や「景観地区」の指定については、今後とも地域住民の発意に基づき行っていきたいと考えています。 | ◇ |
| B15 | 景観形成の基本的な切り口として、 1. 除去すべきもの 電柱+送電線、放置自転車、路上にはみ出す展示+看板、目立つ看板、ブロック塀・万年塀など 2. 修景すべきもの 商店街の雑然とした街並み、コインパーキングの広告、大規模駐車場・駐輪場の周辺(緑化で影響緩和)、看板(大きさ、色彩、配置)、視野をふさぐ中 | 〔文〕 | ご提案のような具体的かつわかりやすい視点にたち、行政・区民・事業者それぞれの役割を踏まえ、検討を重ねてまいりました。 景観は、主観的・観念的な要素が大きく、良し悪しの判断が困難な分野であると認識しています。 そのため、景観計画では、具体的な対象物の明記はしていません。 | ◇ |

| | | | | |
|---------------------|---|-----|--|---|
| | <p>高層建築物(壁面緑化や周囲の高木で影響緩和)、 鉄道高架など</p> <p>3. 保存すべきもの 生垣、高木、保存樹木・樹林、地域の独特な景観 となっている建築物・緑の多い住宅地の街並み、 緩やかな地形の変化を活かしている低層の街並 み、基盤が整った見通しの良い住宅地など で分かりやすくするような工夫は必要ないか。</p> | | | |
| B16 | <p>景観は、目に映るものにとどまらず、感覚的な要素と して、五感をとらえる必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目に障害を持つ方にとっての音やふれることによる景観 ・ 精神的なストレスの多い時代において柔からみもある暖かな質・材料を考慮する <p>特に音では、商店街で耳障りな音が流れている場合があるので指針などが必要。閑静さも重要な景観要素であり、居住空間で静けさを保つための条件を決めていく必要があるのではないか。</p> | 【文】 | <p>いただいたご指摘を踏まえ、景観のとらえ方について修正します。</p> | |
| B17 | <p>区民の共感を得た景観計画の策定に、時間を惜しむべきではない。 景観法の理念にのっとり、景観を優先して私権に踏み込んだ強制力を持つことを認識して、独自の景観計画の策定と施行に取り組んでほしい。 そのためには、区全体の景観について議論を尽くし、区民が大いに関心をもつ雰囲気を作る必要がある。 例えば、区民が理解できると思えないマンセル記号で規制される色彩の街の景観計画ではなくて、実際に存在する誰もが納得する美しい景観を持つ街区を区民と選定し、このような街にしたいという合意を形成すべきではないか。</p> | 【文】 | <p>ご指摘のとおり、区民と様々な協議を重ねた上で景観計画を策定する方法もあります。しかし、地域それぞれの特性は多様であり、区内全ての地域で合意形成を図ることは大変困難であると考えています。 お示しした素案では、区全域を景観計画の対象区域とすることを前提として景観形成基準などを定めています。個々の地域ごとの景観形成基準を定められるよう、景観街づくり特定区域の仕組みも盛り込んでいますので、今後区民の皆さまと連携し、より細かい地域特性に応じた景観誘導策を進めていきたいと考えています。</p> | ◇ |
| C：良好な景観形成に関する方針について | | | | |
| C1 | <p>都市計画マスタープランで位置づけているみどりの軸(補助軸で風の道)を景観形成上どう扱うのか。</p> | 【文】 | <p>みどりの軸(主要軸)は、目黒川沿川軸特定区域として、また、補助軸のうち、幹線道路などや第三次事業化計画区間の都市計画道路については、立地基準に位置づけることで、良好な景観形成を推進していきます。</p> | ◇ |
| C2 | <p>方針1は、次の事項について訂正すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「豊かな自然環境や歴史とふれあえる街づくり」は「市街地の中で自然や歴史とふれあえる街づくり」に変更することが適切。 (理由)人工都市目黒区に豊かな自然環境は見当たらないし、歴史もそれほどのものはない。 ・ 「イ 自然豊かな水辺環境を活用した空間づくり」は「親水性の高い水辺を活用した空間づくり」に変更することが適切。また、湧水がどこにあるのか疑問。 (理由)残念ながら現存する水辺は豊かではない。 | 【文】 | <p>区内を対象とした景観計画としていることと、自然環境や歴史などを景観資源としてとらえて活用することにより、良好な景観形成を推進するための目標として、あえて「豊かな」という表現を使用しました。 また、湧水の主要な場所は分かるように明記します。</p> | |
| C3 | <p>方針5では、新設道路の景観形成を追加する。電線類の地中化が図られ、歩道の舗装や並木などにも配慮がされる補助26号線を明記し、さらに方策3にも記載の必要がある。</p> | 【文】 | <p>今後、整備する都市計画道路(補助26号線、補助46号線など)は、すでに都が定めている無電中化推進計画などに基づく電線類の地中化や、景観に配慮した整備を進めることを前提としています。景観計画では、方針5(素案本編 35 ページ)の中でこれらの考え方を記載しています。 なお、方策3の記載については、いただいたご意見を参考に修正します。</p> | ○ |
| C4 | <p>景観資源として、付加が考えられるものとして、季節ごとの風景(例目黒川・サレジオ教会・田向公園周辺の桜並木)や、環状七号線の南地区の植栽、基盤が一定程度整っている耕地整理地区、緩やかな坂のある街並みなどについては、方針3ア・方針4アに追記した</p> | 【文】 | <p>いただいたご意見を参考に、全区が対象である基本基準の景観形成基準に対する配慮・工夫の例として追加します。</p> | ○ |

| | | | | |
|-----------------------|--|-----|--|---|
| | り、立地基準に準ずる準立地基準として一般地区よりも上位の中間的な位置づけなどにはどうか。 | | | |
| C5 | 風景 55 は、景観計画策定までに再度検証する必要があるのではないか。喪失してしまった風景は削除し、都市のランドマークになる建築物を重要な景観資源として位置づけ、方策 2 に反映したらどうか？ | 【文】 | 風景 55 の選定にあたっては、一般区民のほか小中学生も含めた約 12,000 人から候補として 1,300 景ほどを推薦してもらい、大学教授のほか造園、写真、画家などの学識経験者から成る「日黒秀景検討委員会」で 100 景に絞った後、約 8,000 人からいただいた延べ 120,000 票の投票をもとに 55 景を選定した経緯があります。区としては、多くの区民が参加し選定した風景 55 を景観計画に活かすため、このうち、経年変化に影響が少ない歴史的な建造物を基に景観資源と位置づけました。なお、ご指摘のとおり喪失してしまった風景や新たな建造物なども見受けられますので、風景 55 の改定などについては、今後検討してまいります。ランドマークとなる建築物については、基本的には景観街づくりを進める中で、周辺住民の合意形成などを経て景観街づくり特定区域の中で対応すべきと考えています。 | □ |
| D：景観形成基準を活用した景観誘導について | | | | |
| D1 | 基本基準 3 の対象となる「商業地」と立地基準 5 の「広域生活拠点」の区域が重ならないのはなぜか。 | 【説】 | 立地基準は、基本基準に上乘せる基準です。それぞれの対象範囲は異なり、重なる対象範囲では、それぞれの基準を満たす必要があります。 | ◇ |
| D2 | 基本基準 3 の届出対象規模は、延べ面積 3,000 ㎡以上で大規模なものが対象となるが、自由が丘駅周辺などの中小規模の店舗に対しては、どう対応するのか。 | 【説】 | 景観計画は、全区を対象として緩やかに良好な景観形成を誘導していくものです。街ごとの特性に応じた景観形成は、基本的に地域住民が主体となりルールを定めていくべきであると考えています。住民主体により定めたルールは、景観街づくり特定区域の指定など景観計画に基づく景観形成基準や、地区計画、景観地区のルールとして位置づけることなどにより、身近な地域での景観形成を推進していきます。 | □ |
| D3 | 敷地面積 1,000 ㎡以上が対象となっているが、景観上問題となるのはミニ開発である。ミニ開発のエリアはミニ開発のエリアで定め、規制するべきである。 | 【説】 | 届出対象規模の設定は、開発者事業者が土地の購入の相談が来た時点から、届出の対象であり基準へ誘導を早期から行うことを目的としています。ミニ開発の問題については、21 年 3 月 6 日に決定した敷地面積の最低限度により、新たな敷地の分割は防ぐことができると考えています。さらに、きめ細やかなルールづくりについては、景観街づくり特定区域指定などを活用することもできます。 | ◇ |
| D4 | 屋上は景観上重要である。屋上に設置された設備等についても、規制すべきである。 | 【説】 | 屋上の設備機器などについては、景観形成基準への配慮・工夫の例として、目隠しの設置や表通りから見えないようにするなどを記載しており、窓口協議により配慮を求めています。 | ◇ |
| D5 | 変更命令とはどういうものか。 | 【説】 | 景観法では、届出が景観形成基準に適合せず、さらに勧告に従わない場合等は、変更命令を行うことができます。 | ◇ |
| D6 | 事業者と行政が対峙しなくてはならないこともあるだろう。窓口での話し合いや協議は、恣意的、個人的な感情にとらわれないでほしい。 | 【説】 | 運用に当たっては、運用基準などを定め、統一した指導ができるよう配慮する予定です。また、規模に応じて景観審議会等の意見を聴きながら協議を行う予定です。 | ◇ |
| D7 | 基本基準 3 や山手通り景観軸特定区域の届出対象が、高さ 30m となっているが、高層建築物を全て対象とするために 20m に引き下げられないか。 | 【文】 | 都市計画の高度地区として、昨年 10 月 28 日に商業地域での絶対高さを 30～60m(近隣商業地域では、17～20m)と指定しました。今回の届出対象は、区全域を対象としているため、周辺から目に留まると予想されるおおむね 10 階建て以上である 30m としました。 | □ |

| | | | | |
|-----|--|-----|---|---|
| | | | 商店街などで定めている地域のルールや協定がある場合は、景観街づくり特定区域や地区計画などの制度により、景観誘導を行っていきます。 | |
| D8 | 良好な環境を守るために、景観地区等での全戸届出とする考えはないか。 | 【文】 | 景観地区や地区計画は、都市計画として指定するもので、特に景観地区については、認定を受けなければ建築等の工事を行うことができない仕組みになっています。景観地区の認定対象や、地区計画の届出対象は、地区ごとに定めることができます。 | □ |
| D9 | 自由が丘が区の顔であるならば、商業地だけでなく、住宅地も厳しい基準があってもいい。住宅地では、届出対象を一戸建ての住宅は除外しており、敷地面積1,000㎡以上とした理由は何か。 | 〔説〕 | 建物規模やその用途から比較的小さなものが多いため、一戸建ての住宅を除外したものです。届出対象の敷地面積は、一定規模以上の周辺へ与える景観の影響を考え、「目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例」で定める大規模建築物の定義を基にしています。また、敷地面積を届出の基準とした理由は、事業者が土地の売買をする時点から景観計画の届出対象となることを周知し、早期から景観誘導を図るためです。 | ◇ |
| D10 | 自由が丘では、住民などが主体となり「街並み形成指針」を作成した。商業・住宅ゾーン等に区分けし、住宅の建て方など細かい方針をたてている。景観計画に重なる部分もかなりあるので、参考にしてほしい。 | 〔説〕 | 「街並み形成指針」をサポートするため、区としても、景観計画に基づく「景観街づくり特定区域」や地区計画など、様々な手法の活用などを検討していきます。 | □ |
| D11 | 区の大部分は、個人の住宅・マンション・アパートが景観の構成要素ですから、個人の住宅や敷地、庭などへの規制が皆無というのはおかしいように感じます。個人の住宅が規制から外れては、目標とする景観が実現するとは考えられません。長年区に住み続けている人、住み続けたい人など、全ての区民が賛同する計画づくりは不可能でしょうから、「賛同を強制する」ような規制にすべきであり、「具体的な」規制が必要です。 | 【文】 | 個人住宅や共同住宅が、区の大分を占める景観の重要な構成要素であることは、ご指摘のとおりだと考えています。素案では、まず区全域を対象とする視点で、周辺に与える影響が大きい、個人住宅を除く比較的大きな規模の建築物等を対象として基準を作成しました。さらに、住宅地の一部の地域や商店街など、地域固有のルールを基準化することができるよう、「景観街づくり特定区域」を設け、2段階の仕組みとしています。なお、より強制力のある規制などについては、都市計画による「地区計画」や「景観地区」の指定やルールに基づき行うべきであると考えています。「地区計画」や「景観地区」の指定については、今後とも地域住民の発意に基づき行っていきたいと考えています。 | □ |
| D12 | 駐車場の設置基準を設け、車1台につき中木(高さ3m枝張り2m程度)1本植えることを義務付ける。また、主要な出入口以外は、高さ1.5m程度の生垣で囲うこととする。 | 【文】 | ご指摘の植栽の義務付けは、景観法に基づく規制外となっております。ご意見としてお受けします。なお、設置台数20台以上の駐車場を設置する際には、「目黒区みどりの条例」に基づき緑化計画書の提出を義務付けて、緑化を指導しています。 | ◇ |
| D13 | 景観資源の中に庚申塔、お地藏様、馬頭観音、道標等を含めるべきである。また、地域で保持されてきた小建築も景観資源ととらえたい。 | 【文】 | 身近な景観資源の保全については、区民の発意に基づき区が積極的に保全を支援していきます。 | ◇ |
| D14 | 目黒川沿川の修景について次の提案をする。 ・ 現川岸から20mの範囲での建築物の高さ制限(10m) ・ 休憩のできるアルコーブの新設 ・ 花見時期、通常期夜間の交通制限 ・ 現河床を1~1.5mかさ上げして水面を親しみやすいものにする。 ・ 準工業地域から住居地域までは近隣商業地域に用途変更する。 | 【文】 | お花見の時期などでは、歩行者などの安全のため、必要に応じて交通制限を行っているところです。また、用途地域や高さ制限は、都市計画変更での対応となると考えていますが、現時点での変更予定はありません。なお、護岸や河床に関するご意見については、増水時など治水対応などの理由から難しいと考えています。ご意見としてお受けします。 | ◇ |
| D15 | 景観形成基準は、色彩以外抽象的なものが多く見られますが、運用は大丈夫か。 | 【文】 | ご指摘のとおり、景観形成基準については、事業者などが、自主的に周辺の街並み景観を意識した計画を自ら行うことを促すことを目的としていたため抽象的な表現としていましたが、具体的な対応についても明記することとします。景観形成基準の運用については、運用基準の作成など | ○ |

| | | | | |
|------------------|---|-----|---|---|
| | | | により、適正な窓口対応を行っていきます。 | |
| D16 | 山手通り沿道の商業地は区全域の基準よりも小さなものも対象としていますが、目黒川沿川の住宅地は区全域の基準よりも大きなものを対象にしているのはなぜか。 | 〔文〕 | ご指摘のとおり、目黒川沿川景観軸特定区域を指定する主旨から、住居地の届出対象規模との整合性を図ります。また、同様の主旨により、山手通り沿道景観軸特定区域、住宅地と住工混在地の届出対象規模についても見直すこととします。 | ○ |
| D17 | 現行法規の都市計画道路予定地内の建築制限では、都市計画事業決定されたのち、道路予定地の敷地が収用される。この時点で既存建築物は敷地面積減により既存不適格となり、その後長期にわたり住環境の景観を損なうケースも考えられる。 また、用途地域が複数またがる敷地では、敷地面積の過半の用途地域が適用されるなど、将来に問題が生じる場合には、景観条例で何らかの厳しい法規制ができるようにご検討ください。 景観条例の基本理念は、お互いの住民自身が少しは我慢して、近隣に対して如何に配慮すべきかであり、行政はそれをジャッジする役割だと思えます。 | 〔文〕 | 景観計画や景観条例では、都市計画法や建築基準法の規定を超えて規制することは難しいと考えていますが、地域ごとのルールなどを景観計画などに盛り込むことにより、一定の誘導は可能です。 また、都市計画である景観地区の指定により、より厳しい規制を行うことが可能となっています。 | ◇ |
| D18 | 主要な道路や商業地域の景観ではなく、住宅地域の面的な景観計画が望まれる。 目黒区は、住居地域が80%を占めるといわれている。したがってその地域の景観形成に重点をおくことが必要である。 住宅地の公園や樹木、学校や住区センター、図書館、体育施設などの公共建築を中心に住宅地の景観の中で、行政が関与できる生活道路や路地、広場の景観づくりに重点を置き、電線類の地中化や樹木の配置、道路の舗装を通して、住民が建てる住宅建築の景観を誘導するような施策こそ重要ではないか。 | 〔文〕 | ご指摘のとおり、目黒区で約80%を占める住宅系用途地域も景観上重要であると考えています。 公共建築や道路などについては、公共施設として必要な機能を確保した上で、周辺街並みの景観特性に配慮した整備を進めていきます。 また、電線類の地中化についても、計画的に推進してまいります。 | ◇ |
| D19 | 専門家の関与について 景観アドバイザーや景観審議会の構成委員については、実際に建築設計の業務を通じて実績の豊富な建築家の参加が欠かせません。 わが国の審議会などでは、学識経験者と呼ばれる学者や評論家で、実際の実務経験のない委員が多く選ばれます。そのような場では、街づくりや景観形成で実際にその業務の実績を持つ建築設計者すなわち建築家の知識や景観が必要です。 | 〔文〕 | ご指摘のとおり、景観アドバイザーや景観審議会の構成員については、実務経験者は欠かせないと考えています。 構成員の詳細については、これから検討していきませんが、いただいたご意見を踏まえて進めたいと考えています。 | □ |
| D20 | 届出対象行為、規模については、素案にある1,000㎡以上の基準を、住環境整備条例の趣旨を活かし住居系用途地域においては、500㎡以上とすること。 | 〔文〕 | 住環境整備条例の対象となる1,000㎡以上と同じ規模とすることで、区民や事業者にとってわかりやすいものとなりました。 なお、住宅地と住工混在地の届出対象をさらに精査し、整合をとります。(住宅地の届出対象を「敷地面積1,000㎡以上又は延べ面積1,500㎡以上、かつ、高さ10mを超えるもの(第一種低層住居専用地域は地上3階建て以上)」とします) | ◇ |
| D21 | 大規模建築物などの事前協議については、延べ面積5,000㎡以上を、答申で掲げた3,000㎡以上に設定するとともに、区や事業者、設計者、専門かも加え、一般区民も参加できる仕組みとすること。 | 〔文〕 | 周辺に与える影響が大きい建築物等で、総合設計制度などを活用すると思われる規模としました。 なお、事前協議などの詳細については、いただいたご意見等も踏まえ、今後検討を進めていきます。 | □ |
| E：色彩に関する景観基準について | | | | |
| E1 | 絶対高さ制限では、建て替えの際に同様の高さであれば適用されなかったが、色彩の基準は建て替え時に適用されるのか。 | 〔説〕 | 建て替えの建物については、色彩も含めて、景観形成基準が適用されます。 | ◇ |
| E2 | マンセル表色系は分かりにくいので、模型や色見本を図書館等に置いてもらえないか。 | 〔説〕 | 図書館の設置については、検討いたします。なお、都市計画課に備えておりますので、いつでもご覧になれます。 色彩基準は、目にした色の見え方では、判断がつきにくいいため、色相(色の種類)、明度(明るさ)、彩度(鮮や | ◇ |

| | | | | |
|---------------------|---|-----|--|---|
| | | | かさ)それぞれの数値で判断することになります。 | |
| E3 | 色覚障害のある方への配慮はどうなっているのか。 | 〔説〕 | 色彩基準は、色相(色の種類)、明度(明るさ)、彩度(鮮やかさ)それぞれの数値で判断することになります。 | ◇ |
| E4 | 色彩のマンセル値だけずいぶん詳しいが、昔から日本の風景の中には、奈良のあをによしの青と朱のように派手なものがあった。一般の自然な材木も彩度が非常に高い。例外として審査会、アドバイザーが認めたものは良いということだが、そうであれば基準は必要なく、一点審査で審査した方がよい。 | 〔説〕 | 色彩基準は、住宅地が基本となっている目黒区の特徴にあわせ、落ち着いた色を基本としつつ、温かみのある暖色系で彩度をある程度落としたものとしています。 基準を定めた理由は、色彩基準を定めている東京都景観計画を引き継ぐ必要があることに加え、建築主や区民のみなさまに分かりやすくするため、マンセル値を用いています。 | ◇ |
| E5 | 色彩基準の色が全体的に暗い。 | 〔説〕 | 素案では、面積効果等により暗く見えますが、建築物などで実際に使用されている色彩は明るく見えます。住宅地で届出対象と思われる建築物約260棟を調査した結果、90%以上はこの色彩基準の中におさまっていました。 | ◇ |
| E6 | これまでの建物は暗かったかもしれないが、今後は明るい色を使用する傾向ではないか。従来にこだわる必要はない。 | 〔説〕 | 建物のような大面積では、この基準外の色彩を使用すると、周辺で突出したものとなると思われます。基本色、強調色、アクセント色の3段階にしたことにより、一定程度の華やかさのある建築物の建築は可能であると考えています。 | ◇ |
| E7 | 白系、黒系は認めること | 〔文〕 | 色彩基準では、白系や一定程度の黒系も認めています。 | ◇ |
| E8 | 量販店などは、企業カラーを前面に押し出した看板や建物が多いが、色彩は、面積、高さ、建材の組み合わせによって景観にあたる影響が異なるため、周辺に大きな影響を与えるような環境、規模のものについては、住民の同意、審査会等でチェックできるように検討してほしい。 | 〔文〕 | 景観計画では、区全域を対象としていますので、周辺に与える影響度を踏まえて比較的大規模な建築物等を対象とした景観誘導を行う予定です。 地域ごとのさらに細かい地域特性に応じた景観誘導については、景観街づくり特定区域などでの対応を考えています。 | ◇ |
| E9 | 景観計画で、街区の色彩を統一するというはその町の景観形成に大いに寄与すると思われる。と同時に、個々の創造性を阻害することになるとして反対意見にも耳を傾ける必要がある。 この景観計画の色彩基準は、アクティブな色彩の統一を目指した規制ではなく、色彩による飛びぬけた自己主張を規制するパッシブな規制に過ぎない。建物本体の色彩より、広告塔などの形や色の規制のほうが良い景観計画の策定には欠かせないように思える。このようなパッシブな規制であれば、環境を整えるという視点から、戸建て住宅が広がる低層住宅地にこそ有効といえないか。 | 〔文〕 | ご指摘のとおり、色彩基準は周辺の街並み景観から突出する色彩を規制するものです。 これは、住宅系用途地域が約80%を占める目黒区では、住宅地にふさわしい落ち着いた色調の建築物へ誘導するためのものです。商業地などについては、使用可能な基本色の枠を一定程度広げることで自由度を増やしています。 なお、ご指摘のとおり、広告塔などの屋外広告物への規制は、重要であると考えていますが、景観法では、東京都屋外広告物条例の許可を受けたものは、景観計画に基づく届出対象外となっていますので、都の条例を活用しながら景観誘導を行っていきます。 | ◇ |
| F：屋外広告物に対する景観誘導について | | | | |
| F1 | 商店等の建物の庇は、広告物になるのか建物になるのか。 | 〔説〕 | 庇の素材や取り付け方など、ケースにより建築物となる場合や広告物となることがあります。 庇の色などのきめ細かなルールについては、商店街や地域の合意により定めていくことが望ましいと考えています。 | ◇ |
| F2 | 金融会社の看板が目立つ。対応できないか。 | 〔説〕 | 屋外広告物への規制は、重要であると考えていますが、景観法では、東京都屋外広告物条例の許可を受けたものは、景観計画に基づく届出対象外となっていますので、都の条例を活用しながら景観誘導を行っていきます。 | □ |
| F3 | 新規のものだけでなく、既存の広告物についても規制の対象とすべきである。 | 〔説〕 | 屋外広告物条例では、許可の期間が決まっています。期間が切れた場合は、再度許可の申請が必要となりますので、その時点で新しい基準に適合する必要があります。 | ◇ |
| F4 | 屋外広告物の表示に関する共通事項の考え方は大変に結構だと思うが、具体的な基準や実現手段が必要になるのではないか。 | 〔文〕 | 屋外広告物の表示に関する共通事項については、全区を対象とするものです。地域ごとのルールなどが定められている地域については、具体的な基準を定め、誘導 | ◇ |

| | | | | |
|----------------|---|-----|---|---|
| | | | していく予定です。 | |
| G：電線類の地中化等について | | | | |
| G1 | 今回の計画は右にならえて独自のものが見受けられない。都会では電線が美観を損ねている。杉並区長は電線をなくすといったようである。幹線道路ではなく、住宅地の中から地中化してほしい。 | 〔説〕 | 住宅地の中の地中化は、歩道がないところが多く民地などの変圧器(トランス)を置く場所の確保が難しく、なかなか進まないのが現状です。貴重なご意見としてお受けします。 | ◇ |
| G2 | 景観づくりの方向として、住宅地に電線があってよいのか、ないほうが良いのか。 | 〔説〕 | 景観だけでなく、防災、バリアフリーなどの観点から、電線類の地中化を進めています。区内で計画の対象としているのは約26kmで完了しているのは約3kmです。今後も地中化を推進して行きます。 | ◇ |
| G3 | 建築物も重要だが、電柱も景観に影響がある。どんな計画で地中化をするのかきちんと書いてほしい。 | 〔説〕 | 都道である山手通りや目黒通りや、都市計画道路については、地中化を進めています。その他の道路については、都や区の方針や計画に基づき、計画的に推進して行きます。 | ◇ |
| G4 | 区の地中化の方針や計画は、住民に分かりやすくするために大雑把でいいので書いてほしい。 | 〔説〕 | 電線類地中化の方針や計画については、東京都及び目黒区で別途定めています。景観計画の中では、基本的な考え方を示しています。 | ◇ |
| G5 | 現在、景観で一番大切で問題となっているのは、「無数の電柱」問題である。電柱を撤去し、地下共同溝にすべき。 | 〔文〕 | 電柱の地中化は、市街地の景観の向上策として非常に有効だと考えています。しかし、電柱の撤去にあたっては、電柱についている変圧器(トランス)の設置場所の確保など、様々な課題があります。電線類の地中化は、都や区で作成している各種の計画などにより、今後も計画的に進めていきます。 | ◇ |
| G6 | 幹線道路の立体交差部(例：環七柿の木坂陸橋)の修景や、幹線道路等の景観舗装、無電柱化、街路樹の充実が重要である。目黒通りでは、上り方向側で電柱が残っており、景観の改善の効果が明瞭に分かる。 | 〔文〕 | 区内の幹線道路は、ほとんどが東京都で管理しているものです。景観計画では、ご指摘のとおり立体交差部の修景や舗装、無電柱化、街路樹の充実が重要であり、都と連携しながら良好な景観形成を進めてまいります。目黒通りの上り方向での無電柱化については、現在事業中であり、順次整備していく予定です。 | ◇ |
| G7 | 電気通信事業の施設は、条例に基づく規制・誘導ではなく、商店街や住宅地などのケースに応じてその都度協議することとなるのではないかと。 | 〔文〕 | ご指摘のとおり、一律の基準を設けることは難しいため、いただいた意見の主旨を踏まえて一部修正します。 | ○ |
| G8 | 電線類の地中化については、国レベルで策定された「無電柱化推進計画」に則り、関係省庁・関係事業者からなる「無電柱化推進検討会議」において合意された整備目標、費用負担に基づき実施している。景観計画では、現在取り組み中の「無電柱化推進計画」と「東京都無電柱化方針」をベースに調整を図りながら実施すべきである。 | 〔文〕 | ご指摘のとおり、景観計画策定にあたっては、「無電柱化推進計画」と「東京都無電柱化方針」を踏まえて進めていきます。 | ◇ |
| G9 | 電柱の新設や電線の張替えについては、膨大な設備量が対象となることや、住宅などや道路管理者からの移設など、限られた期日で実施すべき工事が多い。また、電柱には、NTTやCATVなど、多数の事業者の通信線が架線されているため、規制内容によっては、各事業者の経営に多大なる影響が生じることからも、電気・通信事業の施設に対する規制については、再検討してほしい。 | 〔文〕 | ご意見としてお受けします。なお、東京都景観計画では電気通信事業施設に対する届出は除外されていますので、整合を図ります。なお、大規模な開発等に伴い電柱の新設や電線を架空する場合同じについては、事前の協議を求めています。 | ◇ |
| G10 | 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者等については、東京都景観計画では、届出対象外としている。整合を図ってほしい。 | 〔文〕 | 東京都景観計画では電気通信事業施設に対する届出は除外されていますので、ご指摘のとおり整合を図ります。 | ○ |
| G11 | 一番大事なのは電柱の地中化。きちんと地中化を勧めてほしい。 | 〔電〕 | 電線類の地中化は、都や区で作成している計画などにより、今後も計画的に進めていきます。 | ◇ |
| J12 | 素案が極めて熱のない、優等生的な計画である。阪神淡路大震災の教訓を得て、「大火災を起こしてはならない」。そのためには、「目黒区道の掘り返し工事においては、電線類の地中埋設化を計画的に実施すること」、「区道にある電柱は計画的に埋設を行う、その際、電話線ほかの線類も同時埋設する」ことが重要で | 〔文〕 | 電柱の撤去にあたっては、電柱についている変圧器(トランス)の設置場所の確保など、様々な課題がありますが、電柱の地中化は、市街地の景観の向上策として非常に有効だと考えています。電線類の地中化は、安心して安全な視点や、景観の視点で、都や区で作成している各種の計画などにより選定された、優先的に推進す | ◇ |

| | | | | |
|-----------------------|--|-----|--|---|
| | す。電柱を撤去すれば、それだけ耐震、交通等の安全は確保される。その施工については、区内業者を優先的に使用することで、業者サポートになるのではないかと。電線がなくなり、青空がたくさんあることはすばらしいことであり、まさに良き景観の確保です。「安全できれいな目黒」が大事であり、きれいなならば人は街を大切にします。狭い区道を、電柱柱を避け、自動車を避け、杖をついて必死に買い物に行っているお年寄りを認識していますか。「今回は景観の問題だけを取り上げるので、安全の問題は問題外、なのだ、というお役所的不経済の対応を納税者の一人として、絶対にやってほしくない」ということです。 | | る箇所の地中化など、現在も計画的に進めているところとです。 | |
| H：景観重要公共施設について | | | | |
| H1 | 目黒川の景観改善のためには、景観面に配慮したかみそり堤防の改善、独自の親水護岸等を工夫する必要がある。 | 【文】 | 目黒川とその護岸は、東京都で管理しています。現在のところ、目黒川の護岸整備等の予定はないと聞いておりますが、都内全域の河川のあり方などについては、景観面も含めた総合的・広域的な視点で計画・整備する必要があるため、景観に配慮した整備を要請していきます。 | ◇ |
| H2 | 駒場公園周辺のみどりの散歩道と、景観重要公共施設に指定される区道が一致していない。 | 〔説〕 | ご指摘のとおり、地図で一致していなかったため、みどりの散歩道と整合性を図りました。 | ○ |
| ：景観計画の推進について | | | | |
| I1 | 計画を策定するだけでなく、どう実行に移すかが大事である。今回策定する計画では色を指定しているが、三鷹市の某漫画家のようなケースは止められるのか。違反に対する罰則はあるのか。 | 〔説〕 | 景観計画は景観法に基づくもので、実効性はあります。届出に対しては、勧告や変更命令のほか、罰則も定められています。なお、今回の計画では、一戸建ての住宅は除いているため、三鷹市のようなケースは止めることは難しいと考えていますが、住民主体による、一戸建ての住宅も含めた景観の地域のルールを景観計画に位置づけることも可能としていますので活用いただければと思います。 | □ |
| I2 | 罰則規定と、建築基準法との関係はどうなっているのか。 | 〔説〕 | 罰則規定は、景観法に定められています。届出時期は、建築基準法に基づく建築確認申請の30日前までとしています。 | ◇ |
| I3 | 専門のコンサルタントとはどのような専門家なのか。かつて東京ガスのガスタンク周辺でビルが建ち風の音が鋭くなり気になった。今後、環状品川線の排気塔ができるが、そういった問題などが予想される。専門家など、だれに相談すればいいのか。 | 〔説〕 | 景観法が16年に制定されるなど、景観は、新しい分野であり、専門家はそう多くいません。これまでの検討は、建築確認等の経験のある職員、都市計画コンサルタント及び学識経験者などから成る都市計画審議会や都市計画審議会の専門部会で行ってきました。また、ビル風等については、高層建築物の場合などではシミュレーション等により、風の低減に努めるなど、今後とも配慮を求めていきます。 | ◇ |
| I4 | 景観審議会とはどのような構成となるのか。 | 〔説〕 | 現段階では、未定です。 | ◇ |
| I5 | 商業地域と住居地域の境目で景観の問題が起こる。例えば住居地域から見える商業地域の建物の景観については、どう対応するのか。 | 〔説〕 | 景観形成基準の運用は、窓口での協議が重要であると考えています。ご指摘のケースの場合では、協議の際に住宅地への配慮内容についても確認していく予定です。 | ◇ |
| I6 | 景観重要樹木について、所有者が了解しない場合の対応と、解除の際の手続きはどうなるのか。品川区では、保存樹の指定を外してほしいという意見も出ている。 | 〔説〕 | 景観重要樹木の指定には、景観法に基づきあらかじめ所有者の意見を聴く必要があります。解除についても法に基づく手続きが必要となります。また、景観重要樹木とみどりの保全を目的とした保存樹は、趣旨が異なります。 | ◇ |
| I7 | 緑が丘の電機が建て替えを予定しているが、規模が2倍で、建物の高さ13mの上に6mの看板が住居側に計画されている。役所としては許可せざるを得ないということだが、景観計画が策定されていなくても、主旨を生かした指導をしてほしい。 | 〔説〕 | 景観法は、建築基準法に適合した建築物などを対象に、しつらえ等の配慮を促すものです。区としては、策定中であっても、景観計画の内容の主旨をもとに配慮を求めていく予定です。 | ◇ |
| I8 | 目黒通りが景観軸として位置づけられているが、具体的な計画はあるのか。 | 〔説〕 | 現時点で具体的な計画はありません。景観計画策定後、沿道にお住まいの方々等と連携し計画やルールづくり | □ |

| | | | | |
|--------------|---|-----|---|---|
| | | | を行う予定です。 また、目黒通りそのものは、景観重要公共施設として指定し、景観に配慮した整備を行っていきます。 | |
| 19 | 住民発意というのは案外難しい。十人十色であり、個々の声をどう集約していくのか。関心を持たせるような方向に持って行ってほしい。 | 〔説〕 | アンケート調査や懇談会などを行いながら進めていきたいと考えています。 | ◇ |
| 110 | 景観計画の実効性を高めるものとして、例えば「目黒景観会議」といった無償ボランティアにより、景観に関する地域ごとの課題を把握・共有する仕組みとすることが有効です。 景観は、地域社会の共有財産であるとの基本的な考え方にたち、意見を共有し、住民の自主的で継続的な景観保護活動を背景として、まちの景観を作り上げていくことが望ましい。 なお、その組織はオープンなものとし、目黒川分科会、山手通り分科会、目黒通り分科会、駒場公園分科会など、分科会を複数作る形となる。 また、区内にある大学の専門家などとも連携し、インターネットを活用した景観に関する情報の共有も有効と考えます。 | 〔文〕 | ご指摘のとおり、景観は、地域社会の共有財産として、地域にお住まいの方々の主体的な活動を主として作られていくと考えています。 素案では、区全域を対象とした景観形成基準などにより、景観誘導を図っていくことを基本としながらも、地域の皆様の活動をサポートすることを目的とした「景観街づくり特定区域」の指定や地域固有のルールなどによる誘導も可能にしています。 なお、住民主体となった景観まちづくりに関する組織の設立や活動の支援については、「目黒区地域街づくり条例(19年制定)」に基づき、今後とも行っていきます。 | □ |
| 111 | 首都高速品川線の整備に伴う山手通りの将来の構造が不明である。地下構造の場合は、換気塔が公共景観の対象となる。 | 〔文〕 | 首都高速品川線の整備は、地下構造となる予定です。ご指摘のとおり換気塔は、景観上重要になる構造物であると認識しています。首都高速株式会社や事業認可権者である東京都では、換気塔が周辺に与える景観の影響を考え、有識者などからなる委員会等により、構造物のあり方について検討を行っているところです。 | ◇ |
| 112 | 現存する景観の修復や新たにつくられる景観に関して、表彰制度を創設し、景観形成への参加を促す必要があるのではないかと。 | 〔文〕 | 区では平成19年度に「目黒区みどりのまちなみ賞」を創設し、区民、事業者のみどりに対するより一層の意識の向上や質の高いみどりの推進を図っています。景観計画では、景観計画の推進として、表彰制度についても検討することとしています。 | ◇ |
| 113 | 行政各課の相互連携を施策として掲げるべきである。特にみどりと公園の部局や環境部局との連携が重要である。 | 〔文〕 | ご指摘のとおり、景観行政はみどりや環境に関する部局との密な連携が必要であると考えており、景観計画をとりまとめるため、関係する部局の連絡会を立ち上げています。景観計画の推進にあたり、引き続き密な連絡体制を整えていく予定です。 | ◇ |
| 114 | 静岡県では、耐震偽装の姉歯物件について、確認をおろした行政が訴えられた。景観についても行政に責任を求められるのか。 | 〔説〕 | 行政が行った処分については、行政に責任を求められることができます。 | ◇ |
| 115 | 目黒区には住宅が多い。一戸建ての住宅を除くということだが、今後また検討してほしい。建て主だけの意見ではなく、周りの意見も重要である。 | 〔説〕 | 届出対象外のものについても、窓口等で景観計画の周知を図り、自主的な配慮を求めていく予定です。 | ◇ |
| 116 | プライベートスペースの景観を良好なものとするためには、法的規制とともに住民一人ひとりの住環境への愛着、誇りと意識の向上が重要なので、区と商店会、自治会等が協議し、住民参加の環境についてのシンポジウム、セミナー、コンペ等の開催を行政指導で行ってほしい。 | 〔文〕 | ご指摘のとおり、良好な景観形成に関する周知や意識の向上のためには、シンポジウム等の開催が有効であると考えています。 シンポジウム開催などを検討していきます。 | □ |
| J：街づくり一般、その他 | | | | |
| J1 | みどりの散歩道などの舗装の工夫とサインや、サインそのもののデザインなどが必要である。 | 〔文〕 | ご指摘のとおり、サイン計画については、区としても検討を進めているところです。 ご意見としてお受けします。 | □ |
| J2 | みどりを守ることが重要である。相続の際などに大きな木が切られてしまうことが多いので、大切に残すよう支援すべきである。 | 〔説〕 | 20年4月に改正した「目黒区みどりの条例」では、一定要件に該当する樹木等を伐採する場合、事前の協議を定めています。 | ◇ |
| J3 | みどりの面積はどのくらいあるのか。 | 〔説〕 | 15年から16年にかけて行った調査では、緑被率は17.1%で23区中9番目となっています。比較的緑が多いイメージがありますが、住宅地などの民有地のみど | ◇ |

| | | | | |
|-----|---|-----|---|---|
| | | | りが多いことが区の特徴といえます。今後とも、みどりを増やす努力をしていきます。 | |
| J4 | 木が隣地に落とす葉を問題視するのはおかしい。みどりに対する観念をはぐくむべきである。 | 〔説〕 | みどりの基本計画に基づき、引き続きみどりを学ぶ機会の充実を図っていきます。 また、みどりと公園課では、落ち葉を集めて腐葉土作りを行う「落ち葉ンク」などの施策により落ち葉利用も推進しています。 | ◇ |
| J5 | 区庁舎の駐車場に街路樹を植栽するなど、住宅のみどりに負うのではなく、区が率先して取り組んでほしい。駒沢通りの街路樹の剪定基準を変えてほしい。 | 〔説〕 | 区内の緑被率は今後とも増やしていくよう努力していきます。庁舎の駐車場については、来庁者の駐車スペースとして確保しているものですので、植栽は難しいと考えています。 なお、駒沢通りについては、東京都が管理していますので、ご意見の内容を伝えます。 | ◇ |
| J6 | 高い建物では、電波障害が出る。どう対応しているのか。 | 〔説〕 | 電波障害対策は、事業者が直接行うこととなっており、景観計画には盛り込む予定はありません。 | ◇ |
| J7 | 旧山手通りの絶対高さは6~7階までだが、隣接している渋谷区も同じか。台東区では、寺社仏閣の後ろに高層建築物が建ち、景観が台無しになった。 | 〔説〕 | 渋谷区側は、地区計画で高さ制限を設けています。目黒区と渋谷区では、情報交換をしており、おおむね同じ高さ制限としています。 また、東京都では、国会議事堂周辺の正面背後での高層建築物の規制を行っていますが、区では寺社仏閣の周辺で同様の規制は、広範囲にわたるため、難しいと考えています。 | ◇ |
| J8 | 60㎡未満の敷地では、建物が建てられなくなるのか。自由が丘などでは小規模店舗が多いが大丈夫なのか。 | 〔説〕 | 現状で60㎡に満たない敷地での建て替えは可能です。新規の敷地分割が対象となります。・なお、商業系の用途地域内で防火地域に指定されている場所は、最低敷地制限の対象外としています。 | ◇ |
| J9 | 60㎡未満では新築できなくなる。高級化志向が働いているのではないのでしょうか。広いスペースの高い住居が区の高級志向であれば、そのようなところに住む人は地元の自営業の人々にお金を落としません。勤労者が生涯住み続けられる住居、地域にお金の落ちる、子ども時代から愛着を持っている人々こそが目黒を愛している人々の多数なので、その人々を守るべきです。それ以外、街の建築物の色合いや駅前看板撤去、樹木を残すこと、なるべく公園を多くすることは、賛成です。 | 〔文〕 | 3月6日付で決定、施行した敷地面積の最低限度規制は、これまでまとまった敷地がミニ開発により、いくつも分割され空地が減ることによる、防災性の低下、みどりの減少、通風・採光の環境変化などを抑えることで、住環境の向上を図るためのものです。 なお、現状で60㎡に満たない敷地での建て替えは可能です。 ご意見としてお受けします。 | ◇ |
| J10 | 立会川緑道は、一部開渠にしてほしい。水と緑道になれば変化に富んだうるおいのあるものとなるだろう。守りではなく、攻めの景観形成を行うべきである。 | 〔説〕 | 立会川は、治水を第一の目的として暗渠化しています。 ご意見としてお受けします。 | ◇ |
| J11 | 外観がきれいに見えるだけの見せ掛けの景観を目指すのではなく、目黒川本来の姿に蘇らせる必要がある。具体的には、雨水を可能な限り導き入れ、地下水を涵養することにより元気な目黒川を取り戻し、その姿を尊ぶことを景観の基本とし、以下のとおり提案する 1. 大橋地区整備計画を契機とした目黒川の水質改善 ・ 大橋地区再開発事業計画書によれば、区として初めて分流式下水道が設置され、雨水を一時貯留した後目黒川へ放流される構想となっている。この貯留雨水を活用し、水車小屋を回すなど、市民に見える形でアピールすること。 ・ 水質改善の貴重な水源として、地下滲出水がある。すでに都営地下鉄浅草線五反田駅付近や田園都市線池尻大橋駅付近などでは、地下滲出水を目黒川に導水している。大橋ジャンクションは、このような施設と比較してはるかに規模も大きく、滲出水も | 〔文〕 | ご指摘のとおり、目黒川は区を代表する河川であり、景観上重要な公共施設と認識しています。 なお、雨水対策や目黒川の水質改善に向けた取り組みについては、今後とも区として推進していきます。 ご意見としてお受けします。 | ◇ |

| | | | | |
|-----|--|-----|---|---|
| | <p>多量と想定されるため、有効利用すること。</p> <p>2. 目黒川流域における雨水浸透枡の設置計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 目黒川水源地域は、わが国でも珍しいほど公有地が多い。これらの施設に計画的に雨水浸透枡を設置することは、地下水の涵養に資するばかりではなく、下水道投資を軽減することに繋がり、トータル経費削減を図れる。公的機関や既存の大きな敷地面積(1,000 m²以上)を有する民間施設を中心とした地下水涵養推進会議(仮称)などで議論する場を設けること。 <p>3. エリアとしての景観認識と市民へのアピール</p> <ul style="list-style-type: none"> 「目黒川はどこから来ているのか」「その水は地域にどんな恵みをもたらしているのか」を知れば自ずと愛着が生まれてくる。単に目黒川の水辺を景観スポットとして見せるのではなく、水源も含めて景観をエリア全体としてとらえる必要がある。水源地域では、駒場の公園、ケンネル田んぼ等に加え、インターチェンジの屋上庭園など、新しい景観スポットにも恵まれているので、これらを総合的に景観地域としてアピールすべきである。 | | | |
| J12 | 植栽は景観上重要で、木が育つには数十年かかる。目黒区の木であるシイの木、区の花である萩の花が区内に少ないので、植えてほしい。 | 〔説〕 | 区では、みどりの条例に基づき植栽に関する指導等を行っています。区の木や花の植栽については、以前は苗木などの配布もしていましたが、現在では手入れが簡単で育てやすい樹種を配布しています。なお、区の木や花については今後ともPRしていきます。 | ◇ |
| J13 | 目黒通りの駅周辺の放置自転車が多数あり、景観上問題である。 | 〔説〕 | 放置自転車対策は、目黒区全域の問題であると認識しています。20年4月には目黒区自転車等放置防止条例を改正し、規制を強化しました。駐輪場の増設など、今後も放置自転車等の削減に向けて取り組んでいきます。 | ◇ |
| J14 | 商店街周辺は、欧米のように広場のある商店街をつかっていくとよいのではないかと考えています。 | 〔説〕 | 素案では、商店街も含めた景観形成基準を策定しています。また、景観計画や目黒区地域街づくり条例により個別の地域の計画やルールを策定を支援する仕組みも整える予定としていますので、ご活用いただきたいと思います。 | ◇ |
| J15 | 青葉台のJR跡地には、みんなのためになる計画にしてほしい。 | 〔説〕 | JR 宿舎跡地については、周辺地域の方々による懇談・協議会により跡地活用や周辺の街づくりについて話し合いを行っています。土地の有効利用を図るとともに、周辺街づくりについて検討していきます。 | ◇ |
| J16 | JR跡地の懇談会に対象以外の住民も参加させてほしい。 | 〔説〕 | 懇談・協議会は、JR 宿舎跡地の活用や周辺街づくりについて話し合う場であることから、跡地活用による影響を一番受ける跡地周辺の方々により組織され活動しているものです。 | ◇ |
| J17 | 中目黒駅辺りから池尻方向に2～3 Km、目黒川の上に、桜の満開の期間限定でふた架けをして、「桜の通り抜け空中小路」「お花見床の設定」を提案する。住宅街なので夜9時ごろまで開放。急な増水の可能性もあるので、小路の入り口出口に監視員を設置。アルコールは禁止。スポンサーがつけば予算は確保できる。 | 〔文〕 | 目黒川の満開の桜は、区を代表するすばらしい眺めです。しかし、管理上の問題や予算化など、様々な課題があり、貴重なご意見ではありますが、実現は難しいと考えています。 | ◇ |
| J18 | 後世に残す価値のあるものは、中根町 邸の門、碑文谷の 邸の門だけです。庭も残してください。個人を特定できる部分は と表記していま | 〔文〕 | ご意見としてお受けします。 | ◇ |

| | | | | |
|-----|---|-----|---|---|
| | す。 | | | |
| J19 | <p>緑・木々などに対する管理について 毛虫、落ち葉、枝による日照などの管理は、近隣住民の意向に沿った手入れや清掃の励行をお願いしたい。落ち葉は、清掃業者が来るのが不定期であり、スケジュールを近隣住民に明確に知らせてほしい。雨どいなどにたまり、詰まることもある。 枝の管理は、伸びると毛虫が建物へ伝わってくるので、近隣住民の要望により伐採していただきたい。将来的には、落葉しない毛虫のつかない樹木を住宅地には選定願いたい。</p> <p>緑道について 歩道がデコボコしており歩きにくい。雨が降ると水溜りや泥でぐちゃぐちゃ。崩れそうな土留めも心配なので、きれいに整備していただきたい。高齢者も緑道を利用しやすいよう早い整備をお願いしたい。 ごみの集積場が一部緑道に残っており、景観上見苦しい状況も散見される。公園について 犬の立ち入りが禁止されている。利用者のモラル向上を期待して、許可すべきだと思う。あまり利用されていない公園は木々がうっそうとして日が当たらないくらいイメージがあります。明るい、子どものボール投げや犬の散歩などの団樂ができるようにしたらと思います。</p> | 【文】 | 景観計画の中で、樹木の管理や公共施設の整備事項について位置づけることは難しいと考えております。ご意見としてお受けします。 | ◇ |
| J20 | <p>このたび「景観計画」素案が提示され、なお一層の生活環境に努力されることに敬意を表します。今後とも、目黒川に関する景観計画に対して、生活環境に与える建物や沿川に関する情報をご提供ください。説明責任は原則です。 川の必然とするところ、空間景観について、完璧に守っていただきたい。一夜城の観のある、行く手を阻むビルは全く、遠近感覚を失わせる 奪われた景観 だと思えます。</p> | 【文】 | 今後とも景観計画に関する情報提供に努めていきます。ご意見としてお受けします。 | ◇ |
| J21 | 住宅等のカーポートを庭に変更する場合は、植樹又は造園にかかる経費の一部を区が補助する。 | 【文】 | 区では、昭和 54 年度から「みどりのまちなみ助成」制度を設けて、民有地の接道部（生垣等）の緑化に助成を行っています。 | ◇ |
| J22 | 既設のブロック塀、万年塀を生垣＋フェンスに取り替える希望者には、経費の一部を区が助成する。 | 【文】 | 区では、昭和 54 年度から「みどりのまちなみ助成」制度を設けて、民有地の接道部（生垣等）の緑化に助成を行っています。また、防災上の観点から地盤から（40cm上の）塀を撤去して生垣等の緑化する際には、撤去費の一部も助成しています。 | ◇ |
| J23 | <p>目黒通りについて</p> <ul style="list-style-type: none"> インテリアショップと自動車のショールームなどが新しい魅力となりつつある。準工業の指定はやや奇異な感じがする。 駒沢通りや中町通りも含め、街路樹の枝を切り詰めすぎではないか。信号が見にくいのであれば信号の取り付け方を工夫してみてもどうか。 | 【文】 | ご意見としてお受けします。 | ◇ |
| J24 | <p>碑文谷公園について</p> <ul style="list-style-type: none"> 池の水位を少なくともあと 50cm 高くしたい。 池の浄化装置は旧一観研修所(旧目黒区公園課)の敷地に移動し、公園の面積を広くする。 池周辺の疑木柵の笠木を外し、その分低くする。 公園周辺の樹木の枝を切り詰めすぎないこと。周囲の人家には恩恵を与えこそすれ迷惑には決してならない。 | 【文】 | ご意見としてお受けします。 | ◇ |
| J25 | 立会川緑道について、碑文谷八幡宮鳥居から約 1km の緑道が両側道路から高くなっているのか不明です。平にすれば空間がずっと広々するはずです。 | 【文】 | ご意見としてお受けします。 | ◇ |
| J26 | 自由が丘などでは、路上喫煙がたびたび見られる。景 | 【文】 | 路上喫煙の対策については、「目黒区ポイ捨てなどのな | ◇ |

| | | | | |
|-----|--|-----|---|---|
| | 観条例で住民も参加できる厳しい罰則規定を設け、クリーンな目黒区を全国に発信するようにしてほしい。 | | いまちをみんなでつくる条例」に基づき、今後も進めていきます。 なお、この条例では罰則も定めています。 | |
| J27 | パブリックスペースの景観については、他区に先駆け、道路、広場等の不法使用(駐車、駐輪、廃棄物、看板等)を住民の協力で排除できるように法を整備し、積極的に電柱の地中化を促進するとともに路面整備にあわせて、路上公共物と看板等の統一性あるデザインの整備ができるような官民の横の連携機構を区主導で検討してほしい。 | 【文】 | 道路等の不法使用については、違反屋外広告物除却協力員による撤去作業など、関係する法律や条例に基づき、今後とも対策を進めていきます。 | ◇ |
| J28 | プライベートスペースの良好な自然景観の保全とともにパブリックスペースの思い切った緑化計画を推進し、良き目黒区の自然環境を次世代に引き継げるような施策を景観条例に盛り込むとともに、区のシンボルである「シイ」の木と「萩」の花を積極的に緑化計画に盛り込み、「シジュウカラ」の姿を見えることのできる緑の遺産を後世に残せるような景観条例を目指してください。 | 【文】 | 平成20年度に「目黒区みどりの条例」を改正し既存樹木を伐採しようとするとき、より一層の保全意識の向上を図るため、樹木等の保全について区と協議する規定を設けました。また、同時に保存樹木等の指定の対象基準を拡充して保全に努めています。 200㎡以上の敷地で新築、増改築する際には、「目黒区みどりの条例」に基づき、緑化計画書の提出を義務付けて緑化を指導しています。 | ◇ |
| J29 | 樹木あふれる景観の街づくり 目黒区は、人々が理想とするような住環境を目指すことが何よりも大切である。古くからある松や榎、いちようなどの大木を保護するとともに、四季の変化の美しい花木や落葉樹を増やして建物をやや隠し、通りには様々な生垣の続くような街の風景をつくりだそう。そのために次の提案をする。 ・ 車一台につき、樹木一本を義務化し、駐車場は目立たぬようにつくる。 ・ 街まちに新鮮な空気を豊かにするために、家族一人につき樹木一本を育てる。 ・ 世界的な課題である「自然との共生」の考えを広め、小学生の教科書として組み入れ、隣家の木の枝葉も自然物として尊重する心を養う。 ・ 上記の車樹木や家族樹木を登録樹木として、樹木の本数に応じた固定資産税の減免を行う。また、固定資産税は、容積の全てを使う土地は高く、緑地を残す土地はその比率に応じ安くする制度をつくる。 | 【文】 | みどりを増やす施策は「目黒区みどりの基本計画」を基に推進しております。 区では、昭和54年度から「みどりのまちなみ助成」制度を設けて、民有地の接道部に生垣等の緑化を行う方に助成しています。 200㎡以上の敷地で新築、増改築する際には、「目黒区みどりの条例」に基づき、緑化計画書の提出を義務付けて緑化を指導しています。 なお、設置台数20台以上の駐車場を設置する際にも、「目黒区みどりの条例」に基づき緑化計画書の提出を義務付けて緑化を指導しています 小学生の教育や固定資産税については、景観法に基づく景観計画で対応することは困難であると考えています。 ご意見としてお受けします。 | ◇ |
| J30 | 区の施策は後手後手である。 景観計画(素案)の理念を早急に実現していれば、様々な問題は具現化しなかったはずである。すでに決定的に景観を破壊された地域が存在している。この状態は数十年もの長い期間取り戻すことは不可能である。 景観計画や絶対高さ制限の施行は、多くの当該事業が着工された後であり、開発できそうな地域は開発し尽くしてから景観計画や絶対高さ制限を施行しようとする意思が働いていたとしてもおかしくない実態であり、もし目黒区がこれらの大規模建築物の事業者等との間で何らかの取引等をしたのであれば、その実態を明らかにする必要がある。 | 【文】 | ご意見としてお受けします。 なお、景観法は平成16年に制定され、東京都景観計画は19年4月に施行されました。 目黒区では18年より、景観法に基づく景観計画を策定するため検討を開始し、景観行政団体である東京都との調整や、都市計画審議会の答申を受けて、今回「素案」として区民のみなさまなどからのご意見を募集したところです。 | ◇ |
| J31 | 区民協働とうたっているが、区民の税金を給料としてもらっている区役所の役人が自発的・積極的に諸活動を行わなかったために当該地域の景観は破壊された。区民に協働をうたい、無償での活動を過度に働きかけるのは職務上の怠慢である。その他のすべての条例についても同様である。 | 【文】 | ご意見としてお受けします。 「目黒区地域街づくり条例」や素案でお示した「景観街づくり特定区域」などは、これまで行ってきた行政主導の街づくりに加えて、区民主体で行う街づくりを支援することなどを目的としています。 行政主導による街づくりについては、引き続き推進していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 | ◇ |
| J32 | ある建築物は、区が開発許可不要としたことが景観を破壊する超高層ビル建設につながった。 目黒区は、開発許可の基準を厳格にし、初期の段階か | 【文】 | ご意見としてお受けします。 開発許可については、都市計画法に基づく基準などにより、適正に運用していきます。 | ◇ |

| | | | | |
|-----|--|-----|--|---|
| | らより明確な判断を行わなければいけない。その他すべての条例についても、同様に厳格にすべきである。 | | | |
| J33 | 紛争予防条例に、景観の問題についても事業者の説明義務に加えること。その際、早い段階から完成パースを関係住民に提供するとともに、工事現場にも掲示すること。 | 【文】 | 紛争予防条例は、中高層建築物等の建築に伴う近隣住民との紛争の予防と調整に関することについて定めるもののため、景観について紛争予防条例に含める予定はありません。 ご意見としてお受けします。 | ◇ |
| J34 | 地区計画を定めるときには、「景観計画」に盛り込まれている内容を厳守させるものにする。 | 【文】 | 地区計画などを定めるときには、「景観計画」を踏まえ、たうえで、地域特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため必要と認められる内容を定めることとなります。 | ◇ |
| J35 | 目黒通りの田向歩道橋を撤去してもらい、みんなほっとしている。柿の木坂付近の歩道橋(環七)もなくしたほうが良い。 | 〈電〉 | 歩道橋については、交通安全などを目的に設置しています。 ご意見としてお受けします。 | ◇ |